

菊池道場 運営規約

菊池道場の規約は、2015年8月9日に開催された第1回菊池道場全国支部長会議の場で議論のうえ、一部修正して確認されたものです。

第1条 (名称)

本会の名称を菊池道場と称す。

第2条 (事務所)

本会の本部事務所を、以下に置く。
福岡県北九州市八幡西区青山2-10-16

第3条 (目的及び事業)

この会は、社会に必要とされる人間を育成することを目的として、自立したコミュニケーション力ある児童・生徒の育成について研究し、互いの実践を持ち寄り研鑽することにより、教育に貢献するために必要な事業を行う。営利を目的とはしない。

第4条 (入会資格)

本会は、第3条に書かれた趣旨に賛同する教師および社会人、学生によって組織する。入会は、各支部の支部長の承認によるものとする。

第5条 (役員)

- 1 本会運営のために、次の役員を置く。
道場長 菊池省三
事務局員 3名
- 2 役員は道場会員の中から互選する。
- 3 各役員の職務は次のとおりとする。
道場長は、本会を代表して会を総括する。
事務局員は、道場長を補佐し、本会の運営、広報、事務、会計を行う。

第6条 (支部の設置)

- 1 本会は、都道府県を単位として、支部を設置する。また、必要に応じて都道府県単位以外の支部を設置することもできる。
- 2 支部の設置は、道場長の承認によって行う。
- 3 支部は、本会の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 1年に1回程度、道場長を主たる講師としたセミナーを開催する。
 - (2) 数か月に1回程度以上、自主的な勉強会を開催する。

第7条 (支部役員)

- 1 支部には、次の支部役員を置く。

- (1) 支部長1名
 - (2) 副支部長
 - (3) 事務局長1名
 - (4) 顧問
- 2 役員は道場会員の中から互選する。副支部長、顧問の定員は定めない。また、副支部長、顧問の設置は必ずしも必要としない。
 - 3 各役員の職務は次のとおりとする。
支部長は、支部を代表して支部を総括する。
事務局長は、支部の運営、広報、事務、会計を行う。
副支部長は、支部長を補佐する。
顧問は、支部および支部員の指導を行う。

第8条 (運営経費)

- 1 本会の本部の運営経費は、機関誌の印税収入をそれにあてる。
- 2 支部の運営経費は各支部で責任をもって独自に行う。

第9条 (会計年度)

本会の本部の会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第10条 (会議)

本会の会議は、年1回開かれる全国大会後の全国支部長会議と、必要によって行う道場長および本部事務局員による事務局会議とする。

第11条 (定足数)

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第12条 (変更)

この会則は、全国支部長会議において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

第13条 (その他)

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については、道場長が別に定める。

附則 (施行期日)

この規約は、平成27年8月9日から施行する。